

下呂市通学路交通安全推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「下呂市通学路交通安全推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、通学路の交通安全に関する諸問題を協議するとともに、児童・生徒が安心して通学できる環境づくりを実現することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国土交通省高山国道事務所道路管理担当課長
- (2) 岐阜県下呂土木事務所道路維持担当課長
- (3) 岐阜県下呂土木事務所道路建設担当課長
- (4) 岐阜県下呂警察署交通担当課長
- (5) 下呂市各地域自治会連合会長の指名する者
- (6) 下呂市PTA連合会長の指名する者
- (7) 下呂市道路管理担当課長
- (8) 下呂市教育委員会学校教育担当課長
- (9) 下呂市交通安全担当課長

(事業)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 通学路交通安全プログラムの策定及び見直し
- (2) 通学路の交通安全に関する協議
- (3) 通学路の交通安全に関する合同点検

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、下呂市交通安全担当課において処理する。

(雑則)

第8条 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする

附則

この規約は、平成26年11月18日から適用する。

この規約は、平成27年4月1日から適用する。

この規約は、平成28年4月1日から適用する。

この規約は、令和2年4月1日から適用する。